

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事の申込み又は設計審査を経ないで給水装置工事をした者等への過料
根拠法令等及び条項	栃木市水道事業給水条例第36条及び37条
根拠条項	栃木市水道事業給水条例第36条及び37条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和7年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 下記のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料とする。</p> <p>(1) 給水装置工事の申込みをしない、管理者の承認と設計審査を経ないで給水装置工事をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて管理者の定めたメーターの設置、定例検針の使用水量の計量、管理者が必要と認めた場合の検査又は管理者が行う給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 水の汚染や漏水など、給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 水道料金又は水道工事の手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者</p> <p>2 詐偽その他不正の行為によって水道料金又は水道工事の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の過料とする。(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</p>
	<p>栃木市水道事業給水条例抜粋</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条又は第8条の規定による手続を経ないで給水装置工事をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて第17条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者</p>

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 詐偽その他不正の行為によって第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。